

平成24年第10回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成24年10月9日(火)

午後1時30分開会

開催日時	平成24年10月9日	開会 1時30分 閉会 2時35分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員 長 伊藤 恒子 委員長職務 代理者 鮎川志津子 委 員 高木 裕	委 員 宮本 誠 教 育 長 津幡 道夫	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	生涯学習部長 西田 剛 生涯学習課長 天野 文隆 庶務課長 関 次郎 学務課長補佐 河田 京子 指導室長 河合 雅彦 指導室長補佐 神田 恭司	指導主事 高橋 良友 指導主事 平田 勇次 図書館長 田中 肇 公民館長 大関 勝広 庶務課庶務係長 倉澤 亮	
調 製	佐藤 菜穂子		
傍聴者 人 数	1名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 4 6 号	小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
第 3	議案第 4 7 号	小金井市教育委員会事務専決規則
第 4	議案第 4 8 号	小金井市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程
第 5	議案第 4 9 号	安全衛生推進者の選任について
第 6	議案第 5 0 号	小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
第 7	報 告 事 項	1 平成 2 4 年第 3 回小金井市議会定例会について 2 小金井市学校給食の指針（案）について 3 平成 2 4 年度東京都功労者表彰（福祉・医療・衛生功労）について 4 いじめのないまち 小金井宣言について 5 不登校児童・生徒の人数調べについて 6 玉川上水・小金井市桜整備活用実施計画の策定について 7 今後の日程 8 その他
第 8	代処第 4 8 号	非常勤嘱託職員の採用に関する代理処理について
第 9	代処第 4 9 号	非常勤嘱託職員の採用に関する代理処理について
第 1 0	代処第 5 0 号	非常勤嘱託職員の採用に関する代理処理について
第 1 1	代処第 5 1 号	職員の人事異動に関する代理処理について
第 1 2	代処第 5 2 号	非常勤嘱託職員の退職に関する代理処理について
第 1 3	議案第 5 1 号	職員の分限処分について
第 1 4	議案第 5 2 号	職員の退職について

伊藤委員長 皆様、こんにちは。
昨夕からうれしいニュースも飛び込んで、科学のまち、小金井としてうれしいことだなと思っているが、ただいまから平成24年第10回小金井市教育委員会定例会を開会する。
日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、宮本委員と高木委員に願います。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

伊藤委員長 次に、日程第2、議案第46号、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を議題とする。
提案理由のご説明をお願いします。

津幡教育長 提案理由についてご説明する。
小金井市教育委員会の権限に属する事務を教育長が代理処理できる場合をより明確にするため、本案を提出するものである。
細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

関庶務課長 それでは、説明させていただきます。
小金井市教育委員会の権限に属する事務を教育長が代理処理できる場合をより明確にするため、用語の整備を行うものである。地方公共団体の長が行うことができる専決処分の要件の明確化に関する事項を規定している地方自治法第179条第1項の文言に合わせて、今回、改正するものである。用語の整備である。
説明については以上である。

伊藤委員長 説明が終わったが、ご質問、ご意見等はあるか。よろしいか。
では、以上で質疑を終了し、お諮りする。
議案第46号、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することと決定する。

次に、日程第3、議案第47号、小金井市教育委員会事務専決規則を議題とする。

提案理由につきご説明をお願いします。

津幡教育長 提案理由についてご説明する。

教育委員会の権限についての専決事項等を定めることに伴い本規則を制定する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

関庶務課長 説明する。

教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長、学校教育部長及び庶務課長の専決事案を定め、もって事務能率の向上を図ることを目的として本規則を制定するものである。

まず、第1条においてはその趣旨を記載しているところであり、第2条では用語の整理をしている。続いて、第3条では、教育長の専決事項として非常勤嘱託職員の任免に関することを規定しており、第4条においては、学校教育部長の専決事項として臨時職員の任免に関すること、及び課長の育児休業等の承認に関することを規定し、第5条において、庶務課長の専決事項として課長補佐職以下の職員の育児休業等の承認に関することを定めている。第6条では、専決事項であっても、教育委員会の会議に付議することができる場合についての事項を定めており、第7条においては、専決事項において上司に報告する場合の取り決めを定めている。

以上が本専決規則であるが、それをちょっと補足させていただく。今回の専決規則を制定させていただくところの一つの考えである。平成20年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正された中で、教育委員会が教育長に委任することができない事務が明確化になり、そのうちの一つに教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関することが含まれている。しかし、人事に関するもののうち、臨時職員、

非常勤嘱託職員の人事に関することは、昨今、件数が多いことを鑑み、委任とは異なる法律上の権限の分配を変更するものではない専決という形を今回新たに規定することで、事務の効率化等を図っていくことを目的として専決規則を今回制定させていただくというところである。

説明については以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

説明が終わったが、ご質疑等はあるか。

鮎川委員長
職務代理者

ご説明ありがとう。今ご説明いただいてよく理解できたが、事務の効率化という点で大変よいことだと思っているので、心から賛成する。

伊藤委員長

ほかにあるか。

宮本委員

1つ聞きたいが、専決というのは教育長とか部長、課長のある意味では権限が強くなるということだと思うが、何か事故というか、そういうものが発生したときに、個人が請け負わなければいけない責任が多くなるということはないのか。

関庶務課長

これは委任と違い、権限の移譲ではない。あくまで教育委員会の名のもとにおいて行われるというところである。あと、今回、この規則第7条のところにおいて、専決した場合において、必要と認める場合は、適宜な方法によりその専決した事項を上司（教育長にあっては教育委員会）に報告するという形があるので、何か不測の事態等があった場合は、第7条に基づき教育委員会のほうに報告するという形でのつくりをさせていただいているところである。

以上である。

宮本委員

わかった。

伊藤委員長

ほかにはないか。

高木委員

今の話の流れであるだろうが、6条についても専決決裁者の判断

でこれは付議すべきということについては付議しよう。

関庶務課長 そのとおりである。

高木委員 6条、7条でカバーしているというふうな……。

関庶務課長 高木委員がおっしゃったとおり、私は7条と言ったが、7条及び6条についてもその趣旨で今回制定させていただいているところである。

伊藤委員長 よろしいか。ほかに心配はないか。

それでは、質疑を終了する。

お諮りする。

議案第47号、小金井市教育委員会事務専決規則については、原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することと決定した。

次に、日程第4、議案第48号、小金井市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を議題とする。

提案理由のご説明をお願いします。

津幡教育長 提案理由についてご説明する。

教育委員会の権限についての専決事項等を本規程から削除し、規程の整備を行う必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

関庶務課長 それでは、説明させていただく。

現行の小金井市教育委員会事務決裁規程には教育長の権限に属する事務の決裁及び専決等が規定されているところであるが、教育委員会の権限に属する事務であるにもかかわらず、教育長の決裁及び専決として記載されている事項について、その部分を削除し、ま

たその他用語の整理を行うものである。

議案の新旧対照表をごらんいただけるか。今回、本規程から削除する項目としては、まず、1ページの教育長の決裁を規定している第7条の3項の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱、解職に関することと、次の2ページの部長の専決を規定している第8条の6項の臨時職員の任免に関することと、同じく2ページの学校教育部長の専決事案の課長の育児休業等の承認に関することと、3ページの課長の専決事案を定めている第9条の中の庶務課長の専決事案である3項目めの、課長補佐職以下の職員の育児休業等の承認に関することをそれぞれ削除するものである。今申し上げたものは、いずれも教育委員会の権限に属する事務であるにもかかわらず、教育長の決裁及び専決として記載されているものであるので、今回、削除させていただくというものである。また、あわせて庶務課長の専決事案のうち6項目めの契約事務に関しての文言整理も行うというものである。

説明については以上である。

伊藤委員長

説明が終わったが、ご質問、ご意見等はあるか。

鮎川委員長
職務代理者

念のための確認である。先ほどの第47号で教育委員会事務専決規則を定めて、こちらの文言整理を行うことにより、重複や矛盾はなくなったという理解でよいか。

関庶務課長

今回、文書を削除したものに関しては、その部分は今度どこにいったかという、先ほど47号で説明させていただいた中に新たに専決として載せていただいたという形になる。重複して記載ということではない。

鮎川委員長
職務代理者

わかった。ありがとう。

伊藤委員長

本来は、20年のときにこれが削除されるべきものであったということか。

関庶務課長

冒頭説明申し上げたとおり、法律が改正された中で、本来、そこ

で文言整備すべきだったと思うが、今回、ちょっとおくれたしまったが、やらせていただくという形である。

伊藤委員長 では、新しい規則をつくることによってより明確になったという理解でよろしいか。

関庶務課長 そのとおりである。

伊藤委員長 よろしいか。
それでは、お諮りする。
議案第48号、小金井市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程については、原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することと決定した。

次に、日程第5、議案第49号、安全衛生推進者の選任についてを議題とする。

提案理由についてご説明をお願いします。

津幡教育長 提案理由についてご説明する。
労働安全衛生法第12条に基づき、安全衛生推進者の選任をする必要があることから、本案を提出するものである。
細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

関庶務課長 それでは、説明する。
労働安全衛生法第12条に基づき、今回、事業所として各学校ごと及び図書館の安全衛生推進者を選任するものである。選任者については別紙一覧表のとおりである。
簡単であるが、説明は以上である。

伊藤委員長 ありがとう。
何かご質問、ご意見はあるか。

教育委員会が管理するというのは学校と図書館だけになっているが、その他については必要ないのか。

関庶務課長　　今回、学校と図書館について選任させていただいたのが、労働安全衛生法の衛生規則第12条の3項に基づいて、厚生労働省が定める事業所の単位ごとに安全衛生推進者を選任しなさいと。厚生労働省で定める規模の事業所では常時10人以上50人未満の労働者の事業所に関しては安全衛生推進者を選任しなさいとあるので、教育委員会施設として学校、図書館がそれに該当するので、今回、安全衛生推進者を決定させていただくというところである。

伊藤委員長　　ありがとう。
ほかにご質問等はないか。
それでは、お諮りする。
議案第49号、安全衛生推進者の選任についてについては、原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長　　異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することと決定する。
次に、日程第6、議案第50号、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題とする。
提案理由につきご説明をお願いします。

津幡教育長　　提案理由についてご説明する。
市立小・中学校における学習指導要領の全面実施に伴い、現行の長期休業日を活用するなどして柔軟な教育課程編成を行うため、本案を提出するものである。
細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

河合指導室長　　小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明する。
平成24年度には、学習指導要領の全面実施に伴い、小金井市の

小・中学校では小金井市立学校の管理運営に関する規則の第3条の2に示されている休業日の規定に基づき、教育課程編成に取り組んでまいった。今回、各学校の特色を生かした教育活動の一層の充実に向け、長期休業日の短縮を活用した柔軟な教育課程編成を行うために、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する。具体的には小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表をごらんいただきたい。

まず、第3条第1号の中、1学期の期間を、現行規則の4月1日から8月31日までから、改正規則の4月1日から7月31日までに改めることとする。次に、同条第2号中、2学期の期間を、現行規則の9月1日から12月31日までから、改正規則の8月1日から12月31日までに改めることとする。これを改めないままにしておくと、夏季休業日を短縮し8月後半から授業を開始した場合、開始時期が1学期の扱いとなって不都合が生じてしまう。今回の改正は、夏季休業日を短縮した場合にも2学期からスタートできるように改めたものである。

なお、この規則は、平成25年4月1日から施行することとする。報告は以上である。

伊藤委員長 ご質問、ご意見はあるか。

質問というか、よろしいか。本年度も2校か、8月中に始業式を行っているが、25年4月1日から施行となっているが、その辺、不都合ではないのか。

河合指導室長 今年度は前年度の段階で、その計画で教育委員会が受理した。今回これを変えるに当たっても、学期をしっかりと見直した上でスタートすることが適切だろうということで、今回、この時期に次年度から確実に開始するという変更したということになる。今年度についてはそういう学校長の考えのもとに受理したものであるので、このまま受け継いでいくということになる。

伊藤委員長 今年度もそれは2学期の授業日数に入れると。

河合指導室長 そうである。

伊藤委員長

そういう形で進行するということであるのか。

ほかにご質問はあるか。

長い間、8月31日まで1学期と言いならわして、8月に行われる水泳とかその他行事を1学期のものとしてきたが、新しい考えに改めていかなくてはいけない。

よろしいか。

それでは、質疑を終了させていただく。

お諮りする。

議案第50号、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することと決定する。

次に、日程第7、報告事項を議題とする。順次、担当からご説明をお願いします。

初めに、報告事項1、平成24年第3回小金井市議会定例会についてお願い申し上げます。

関庶務課長

本来、学校教育部長が報告させていただくところであるが、学校教育部長が他の公務につき欠席させていただいているので、かわって私の方で報告させていただく。

平成24年第3回市議会定例会について報告させていただく。

会期については、9月3日から10月5日金曜日までの33日間開催された。

教育委員会関係の議案である。現教育委員長職務代理者の鮎川志津子さんの再任については、9月3日の本会議において同意された。また、小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例及び補正予算、まず1番目は人権尊重教育推進法講演会等講師謝礼、中学校授業武道外部指導者謝礼、平成23年度光熱水費削減還元プログラムでの光熱水費の2分の1を学校に還元するための予算計上等は、9月26日の本会議において可決している。

なお、一般質問については、まず学校教育部が答弁したものについては9人の議員からの11本の質問事項であった。今日、報告事項1資料でおつけしている一般質問は、教育委員会関係の議員からの質問事項等を載せているのでご確認いただければと思う。今回お配りした資料は、質問項目及び質問要求者の議員についてお示しした。後日、この質問に対してどのような答弁をしたかというのは、すまない、ちょっと時間をいただいて改めて要旨大要をお配りしたいと思うので、本日はこの資料でよろしくお願ひしたいと思っている。

報告事項については以上である。

西田生涯
学習部長

生涯学習部関係の第3回定例会の報告をさせていただく。

一般質問については、先ほど庶務課長からあったものに加えて、生涯学習部関係では4人、内訳は生涯学習課関連1人、生涯学習部全体及び国体関連が1人、図書館が1人、国体関係が1人というような形で、資料の質問項目のとおり、簡単にしたものが配付されているが、そのような内容で質問されている。

それから、厚生文教委員会が9月13日に開催されたが、生涯学習部関係では行政報告2件を行った。いずれも生涯学習課関連で、1件目は8月28日の教育委員会において報告をした、名勝小金井（サクラ）復活事業についてのアンケートについて、そして2件目は、後ほどの報告議題に入っているので、詳細はそちらで説明するが、玉川上水・小金井桜整備活用実施計画であった。その他、委員からは図書館運営方針の改定についてという表題で所管事項の質問が1件あった。

最後に、24年度の第5回の補正予算が可決されたが、歳出予算に（仮称）貫井北町地域センターの建設工事費が可決されている。本年度執行分が1億4,600万円、来年度執行分として債務負担行為7億277万4,000円、及び今年度から来年度の2年間の債務負担行為として（仮称）貫井北町地域センター建設工事監理委託料、設計意図伝達委託料、こういったものが可決されたということである。

報告は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

何かご質問はあるか。

ちなみに、還元はどれぐらい予算があったのか。

河田学務
課長補佐

今、資料を持ち合わせていないので、後ほど報告させていただく。

伊藤委員長

申しわけない。どれぐらい皆さん節約なさったのかなと少し気になった。ありがとう。

それでは、次に行ってよろしいか。

報告事項2、小金井市学校給食の指針(案)について願います。

河田学務
課長補佐

学校給食の指針(案)について報告させていただく。

小金井市議会に提出された24陳情第36号、学校給食の新しい指針を市民参加で作っていただくことを求める陳情を受けて、このたび小金井市学校給食の指針(案)を作成した。平成18年度に制定された基本的指針の法的部分の改定を含め、本市の給食の内容についてより市民や保護者にわかりやすく、学校給食のPRも兼ねたものを目指している。

指針は8つの項目を大きな柱とした。①学校給食の目的から始まり、②小金井市の給食、③学校給食の指針、ここには献立の指針、食材料の選定、給食調理の指針などが含まれる。④衛生管理の指針、⑤給食環境の整備、⑥安全性の確保、⑦環境への配慮、⑧食育の推進という構成になっている。

安全でおいしく温かい給食を基本理念に、安全な食材と衛生管理に留意し、手づくりを基本とした自校方式による運営をうたっている。

現在、10月1日から31日までの間でパブリックコメントを募集している。今後のスケジュールとしては、11月にパブリックコメントでいただいた意見を事務局で検討し、学校長の代表、栄養士の代表、調理員の代表で構成される学校給食連絡協議会に諮った上で、教育委員会で承認を受け、新しい指針を作成する予定である。

報告は以上になる。

伊藤委員長

いかがか。よろしいか。

それでは、パブリックコメントを受けて、いずれ協議をしよう。

では、次へ移る。

報告事項3、平成24年度東京都功労者表彰（福祉・医療、衛生功労）についてお願いします。

河田学務
課長補佐

平成24年度東京都功労者表彰（福祉・医療・衛生功労）について、ご報告させていただきます。

この表彰は、平成23年度は委員でいらっしゃる宮本先生が受賞されている。学校医、学校歯科医、学校薬剤師で医療及び保健衛生の向上に尽力され、功労が顕著な方に対しての東京都の表彰である。平成24年度については、現在、前原小学校、南中学校の眼科校医である梶尾高根先生が受賞された。梶尾先生におかれては、昭和52年より市内の眼科校医として学校保健分野での活動を始められ、現在まで複数校の学校医を歴任されている。また、学校保健に関する役職を歴任され、眼科校医全体の中で経験を発揮され、市の学校保健に多大な貢献をしていただいている功績が認められたものである。

報告は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

よろしいか。

では、次、報告事項4、いじめのないまち 小金井宣言についてお願いします。

河合指導室長

いじめのないまち 小金井宣言についてご報告させていただきます。

9月14日の臨時教育委員会においてご審議いただいたいじめのないまち 小金井宣言について、その後の状況について報告させていただきます。

この宣言文については、教育委員会のご審議のもと、小金井市と教育委員会の連名として10月1日に宣言した。同時に、市のホームページに掲載するとともに、この宣言文をリーフレットにして、学校をはじめ、広く市民の目に届くところに配布して普及してまいり。また、学校にもいじめのないまち 小金井宣言を伝え、学校と市民がよく手を携え、子どもたちのいじめが少しでも少なくなるよう働きかけているところである。学校では子どもたちにこの宣言を伝えるとともに、各校においていじめ撲滅に向けた、児童会、生徒

会を中心とした動き出しが始まろうとしていることをお伝えさせていただく。

以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

何かご質問等はないか。

鮎川委員長
職務代理者

前回の臨時教育委員会で私たち委員のほうからたくさん
の意見を申し上げ、それをご配慮いただき、ありがとう。

伊藤委員長

ありがとう。

ほかにないか。

今後はこれをもとにいかに行動していくかが問われるところだ
と思うので、それぞれのところで行動に向けて施策をつくっていく
必要があるなど切実に思っている。よろしく願い申し上げます。

では、報告事項5、不登校児童・生徒の人数調べについてお願い
する。

平田指導主事

不登校児童・生徒の人数について報告する。報告事項5資料をご
らんいただきたい。

不登校児童・生徒の人数の数値は、平成23年度、文部科学省に
よる学校基本調査統計に基づいている。小学校においては、平成2
0年度から23年度にかけてわずかに増加している。また、中学校
においては、平成21年度にわずかな減少が見られる。東京都と出
現率を比較すると、小学校で約0.7倍、中学校で約0.6倍と低く、
スクールカウンセラーによる相談機能やスクールソーシャルワー
カーによる家庭支援策等の効果が出ていると考えられる。指導室と
しては、さらに不登校児童・生徒数を減らすために、専門家を含め
たケース会議や教員による定期的な家庭訪問、また相談窓口の周知、
教育相談所、もくせい教室と学校の連携など、さまざまな取り組み
を充実していきたいと考えている。

報告は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

何か質問はあるか。

鮎川委員長
職務代理者 こういう統計をとるときに、不登校というこの数字に上がってくる条件というか、どういう生徒がこのリストへ上がってくるのか。

平田指導主事 不登校児童・生徒についてである。何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因の背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるものを言う。長期欠席として、連続または継続して30日以上欠席している児童・生徒のことをいう。

鮎川委員長
職務代理者 わかった。

鮎川委員長
職務代理者 すまない、以前にもお聞きしたかもしれない。身体的という言葉が入っている。例えばご病気などで長期欠席している方も、この不登校に含まれるということか。

平田指導主事 病気または経済的理由というこの2点について、長期欠席している児童・生徒は含まれない。

鮎川委員長
職務代理者 わかった。ありがとう。

伊藤委員長 心の問題についてのみということであろうか。
ほかにはあるか。
それでは、次へ行く。報告事項6、玉川上水・小金井桜整備活用実施計画の策定についてお願いします。

天野生涯
学習課長 まず、説明に先立って、玉川上水・小金井桜整備活用実施計画については、委員の方々に対して9月上旬に配付しているということで、本日、資料としては添付を省略させていただいているが、もしお手元にないようなら、今、予備を持っているので、ご確認いただけるか。

それでは、玉川上水・小金井桜整備活用実施計画の策定についてご報告させていただく。

まず、報告として1点おわびがある。本来であると、教育委員会への報告が先になるのが筋かと思うが、議会日程の都合上、先ほど生涯学習部長から報告したとおり、9月13日に開催された厚生文教委員会のほうに先に報告をさせていただいている。

それでは、内容について説明させていただく。このたびご報告する玉川上水・小金井桜整備活用実施計画は、東京都水道局が平成21年8月に策定した史跡玉川上水整備活用計画を受けて、本市が取り組むべき内容として平成22年3月に策定した玉川上水・小金井桜整備活用計画に示された方針を具体化するため、学識経験者等で構成する検討委員会を設置し、東京都水道局及び教育庁の助言も受けながら策定したものである。

計画の構成としては、第1章から第3章までの3部構成となっている。

まず、1ページから3ページまでは、第1章、計画策定の基本的考え方である。

1の本計画の目的であるが、本計画は平成22年3月策定の玉川上水・小金井桜整備活用計画の目的である、「地域が誇る文化的資産である桜並木を再生し、再び名勝と呼ばれるにふさわしい景観を復活させる」を実現させるため、本市が今後、関係機関と連携して取り組むべき具体的な施策を明らかにすることを目的としている。

2の上位計画の概要については、本計画の上位計画である東京都水道局が平成19年3月に策定した史跡玉川上水保存管理計画、及び同じく東京都水道局が平成21年8月に策定した史跡玉川上水整備活用計画の目的や整備活用施策についてまとめたものである。詳細は資料をごらんいただきたいと思う。

3の対象区間及び整備期間については、東京都水道局の計画における整備区間は名勝指定区間全体の6キロメートルを対象とし、そのうち新小金井橋から関野橋までの640メートルをモデル区間と位置づけ、整備期間を平成22年度から24年度までとしている。また、平成23年度から平成31年度まで、名勝区間全般の被圧樹木への対応や植生管理を行うとしている。本市の実施する整備対象区間としては、市域の名勝区間約3キロメートルのうち、当面、モデル区間640メートルとし、整備期間についてはできる限り東京都水道局の計画と整合を図るとしている。

次に、4ページから9ページまでは、第2章、名勝小金井サクラ

の現状である。

1の名勝小金井サクラとはでは、小金井サクラの名勝指定の理由等について記載をしている。指定理由となった特徴を要約すると、1、日本屈指の桜の景勝地であること、2、ヤマザクラの天然変種が多数あること、3、大木が多いこととなっている。

2の名勝の景観の変貌は、名勝小金井サクラにかかわる主な変化があった年の状況を記載したもので、管理団体や周辺環境等の変化、その時点での状況、また景観の変貌の要因等についてまとめている。詳細については資料をごらんいただきたいと思う。

3の名勝小金井サクラの現状では、平成5年の東京都教育委員会による調査、平成14年から現在までの市民団体「名勝小金井桜の会」などによる調査、平成18年の東京都水道局による調査、平成20年の東京農工大学農学部による調査、平成23年度の本市による調査、これらそれぞれの調査結果を記載している。詳細については資料をごらんいただきたいと思うが、平成23年度の本市による調査結果については、8ページ及び9ページに表の形でまとめているので、そちらも参照いただきたいと思う。

次に、10ページから21ページまでは、第3章、名勝小金井サクラの整備活用実施計画である。

基本方針、中心となる3つの整備事業であるヤマザクラ並木の整備、緑道の整備、人道橋の整備、そして最後にその他の取り組みについて記載をしている。

1の基本方針では、東京都水道局の計画の基本方針を記載しているが、本市が策定した計画も基本的にはこれを踏襲しており、東京都、市民団体及び本市が役割を分担し、「協働により名勝小金井サクラ並木の整備活用を図ること」を基本とする。

2のヤマザクラ並木の整備は、「ヤマザクラと草堤で構成される歴史的景観に近づけ、名勝としての価値を回復すること」を整備目標とする。具体的な整備内容については資料をごらんいただきたいと思う。

3の緑道の整備は、訪れた人々が景観を楽しめるよう、かつ、ヤマザクラの生育環境に配慮した安全で快適な緑道の改良、整備を図ることを整備目標とする。具体的な整備内容については資料をごらんいただきたいと思う。

4の人道橋の整備は、モデル区間のほぼ中央にある歩道橋につい

て、公益上必要なものではあるものの、名勝の景観にとってふさわしくない点、また老朽化が進んでいることやバリアフリーの観点から、これを撤去して、人道橋にかけかえるというものである。整備方針等詳細については資料をごらんいただきたいと思う。

5のその他の取り組みについては、本事業をより推進していくために必要と思われる取り組みについて記載したものである。こちらも詳細については資料をごらんいただきたいと思う。

22ページについては、本計画を策定するに当たり設置した検討委員会の名簿及び開催日時を記載したものである。

また、24ページ以降については、附属資料であるので、参考にごらんいただきたいと思う。

説明は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。丁寧にご説明くださり、興味が湧いた。

ほかに質問はよろしいか。

それでは、次に、報告事項7、今後の日程をお願いする。

倉澤庶務課
庶務係長

教育委員会の今後の日程について報告する。

東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修が10月12日金曜日にとり行われる。視察場所は静岡県沼津市教育委員会となっている。全委員の出席をお願いする。東京都市町村教育委員会連合会ブロック研修会が10月23日火曜日、午後2時から小金井市商工会館でとり行われる。全委員の出席をお願いする。次に、第11回教育委員会定例会が11月13日火曜日、午後1時30分から801会議室で開かれる。全委員の出席をお願いする。次に、第12回教育委員会定例会が11月27日火曜日、午後1時30分から801会議室で開かれる。全委員の出席をお願いする。

以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

それでは、報告事項8、その他、学校教育部のほうからあるか。

尾上学校
教育部長

特にない。

伊藤委員長 生涯学習部から。

西田生涯
学習部長 ない。

伊藤委員長 では、以上で報告事項を終了させていただく。
これから、日程第8から日程第14を議題とするところであるが、
本件は人事に関する議案である。委員長は、本件は小金井市教育委
員会会議規則第10条第1項に規定する事件に該当するため、非公
開の会議が相当と判断するが、委員の皆様、いかがか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 異議なしと認め、秘密会を開会することにする。
準備のため休憩する。

休憩 午後2時18分
再開 午後2時35分

伊藤委員長 再開する。
以上で、本日の日程はすべて終了した。これをもって平成24年
第10回教育委員会定例会を閉会する。ありがとう。

閉会 午後2時35分